

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十九年四月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

マックスバリュ西条西店

2 所在地

東広島市西条町寺家三七九一番地一

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 二千九百八十三平方メートル

（変更後） 四千三百九十五平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（一） 駐輪場の収容台数

（変更前） 三十六台

（変更後） 八十二台

（二） 荷さばき施設の面積

（変更前） 三A 七十二平方メートル

三B 五十六平方メートル

（変更後） 三A 七十二平方メートル

三B 六十四平方メートル

三C 五十平方メートル

三D 五十平方メートル

（三） 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前） 四A 五立方メートル

四B 十九立方メートル

（変更後） 四A 五立方メートル

四B 十九立方メートル

四C 五立方メートル

四D 八立方メートル

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（一） 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 開店時刻 午前〇時、閉店時刻 午後十二時（マックスバリュ西日本

株式会社）

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後九時（株式会社ハーティウオン

ツ)

(変更後) 開店時刻 午前〇時、閉店時刻 午後十二時(マックスバリユ西日本株式会社)

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後九時(株式会社ハーティウオンツ)

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午前二時(未定テナント)

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時(未定テナント)

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三か所

(変更後) 四か所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 三A 午前七時から午後七時まで

三B 午前六時から午後八時まで

(変更後) 三A・三C・三D 午前七時から午後七時まで

三B 午前六時から午後八時まで

三 変更する日

平成十九年十一月二十一日

四 変更する理由

客の利便性及び満足度の向上を図るため

五 届出年月日

平成十九年三月三十日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号)

2 縦覧期間

平成十九年四月十六日から平成十九年八月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月十六日

